

無料職業紹介事業の業務・運営に関する規程

豊橋商工会議所無料職業紹介所

(目的)

第1条 この規程は、豊橋商工会議所無料職業紹介所（以下「本所」という。）の業務及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 本所は、豊橋商工会議所会員企業に限り、いかなる求人の申込みであってもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令違反である場合、もしくは、賃金、労働時間等が通常の労働条件と著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合はこれを受理しない。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人（以下「求人希望者」という。）が本所に直接来所し、所定の求人票により申込みものとする。ただし、直接来所することができないときは電話、郵便、ファクシミリ又は電子メールによっても差し支えないものとする。

3 前項の定めによる申込みの際は、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。

(求職)

第3条 本所は、豊橋商工会議所会員企業への就業を希望する者（以下「求職希望者」という。）に限り、いかなる求職の申込みであってもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令違反である場合にはこれを受理しない。

2 求職の申込みは、求職希望者が直接来所し、所定の求職票により、申込みものとする。ただし、直接来所することができないときは、郵便、ファクシミリ、電子メールによっても差し支えないものとする。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望する者は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略することができる。

(紹介)

第4条 本所が求人希望者を求職希望者に対して紹介する場合は、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合にはファクシミリの利用もしくは電子メールにより明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。

2 本所は、求職希望者に対し、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう努力を払うものとする。

3 本所は、求人希望者に求職希望者を紹介するときは、求人希望者に紹介状を交付するものとする。

4 本所は、求人希望者に対し、希望に適合する求職希望者を紹介するよう努力を払うものとする。ただし、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業封鎖の行われている間は、求人希望者に求職希望者を紹介しない。

5 本所は、いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労を取るものとする。

(採否の報告等)

第5条 本所の行った紹介の結果は、求人希望者及び求職希望者双方が本所に対して報告しなければならない。また、本所の紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職希望者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かを、求人希望者から本所に対して報告しなければならない。

(取扱い)

第6条 本所は、求職希望者又は求人希望者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行ってはならない。

2 本所は、求職希望者又は求人希望者から知り得た個人的な情報は、本所個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(苦情等の対応)

- 第7条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図り、求職希望者及び求人希望者から当該事業に係る苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 本所は、前項で受け付けた苦情の結果について申し出者に通知するものとする。
 - 3 当該事業に係る苦情処理の責任者は、職業紹介責任者とする。

(その他の業務・運営)

- 第8条 本所の業務・運営は、この規程のほか、職業安定法関連法令及び通達に基づくものとする。
- 2 本所の取扱職種の種類等は、豊橋商工会議所会員事業所の全職種とする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

個人情報適正管理規程

豊橋商工会議所無料職業紹介所

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、無料職業紹介所担当の職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 大野 仁靖とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。
また、職業紹介責任者は、関係法令の諸改正等に対応するため、一定期間ごとに職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者大野 仁靖とする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。